

琉球国中山王の、馬沙皆等を暹羅等の国へ遣わす執照

(一五二〇、八、一九)

琉球国中山王、見けんに進貢等の事の為にす。

切に本国は産物稀少にして貢物を欠乏するに縁より、深く未便と為す。此の為に今、正使馬沙皆・通事高賀等を遣わし、信字号海船一隻に坐駕し、磁器等の物を装載し、暹羅等の国の出産の地面に前往して両平に胡椒・蘇木等の貨を収買せしむ。回国して預め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所よ拠りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に到処の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、玄字二百二十三号半印勘合執照を給して正使馬沙皆・通事高賀等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘とこちの去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅候して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

正使一員 馬沙皆

副使一員 野麻度

通事二員 高賀 林達

火長一名 沈礼

管船直庫 馬寧久

梢水共に一百六十三名

正徳十五年(一五二〇)八月十九日

右の執照は正使馬沙皆・通事高賀等に付し、此れに准ぜしむ

進貢等の
事の為にす 執照

注(一)林達 久米村林氏(名嘉山家)四世(『家譜』二一九二〇頁)。

琉球国中山王尚真の、椰末度等を暹羅等の国へ遣わす執照

(一五二二、九、七)

琉球国中山王尚真、進貢等の事の為にす。

切に本国は産物稀少にして貢物を欠乏するに縁より、深く未便と為す。此の為に今、正使椰末度・通事蔡樟等を遣わし、智字号海船一隻に坐駕し、磁器等の物を装載し、暹羅等の国の出産の地面に前往して両平に胡椒・蘇木等の貨を収買せしむ。回国して預め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所よ拠りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に到処の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、玄字二百二十八号半印勘合執照を給して正使椰末度・通事蔡樟等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘とこちの去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅候して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

正使一員 椰末度

副使二員 陶魯 馬三魯

都通事二員 蔡樟 蔡迪

火長 陳宜

管船直庫 馬尼理

梢水共に二百十三名

正徳十六年（一五二二）九月初七日

右の執照は正使椰末度・都通事蔡樟等に付し、此れに准ぜしむ
進貢等の
事の為にす 執照

注*本文書の副使馬三魯らは、翌年の嘉靖元年（一五二二）に寧字号
船でまた暹羅に向かったが、帰途嘉靖二年、福建の沿岸で遭難
した。『殊域周咨録』卷四、琉球の条は、福建提督市舶司太監趙誠
の奏や福州府の呈を引用して、三百余名が溺死し蔡淵ら三十数名
が保護された事件を記す。

琉球国中山王尚真の、馬密志驥等を暹羅等の国へ遣わす執照

1-42-23

琉球国中山王尚真、進貢等の事の為にす。

（一五二六、八、一五）

切に本国は産物稀少にして貢物を欠乏するに縁り、深く未便と
為す。此の為に今、正使馬密志驥・通事蔡樟等を遣わし、智字号
海船一隻に坐駕し、磁器等の物を装載し、暹羅等の国の出産の地
面に前往して両平に胡椒・蘇木等の貨を収買せしむ。回国して預
め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所擬りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に到処の官司の
盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、玄字二百三十九号
半印勘合執照を給して正使馬密志驥・通事蔡樟等に付し、収執し
て前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の
験実如遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅慢して便ならざ
るを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

正使一員 馬密志驥

副使二員 滿古每 馬加輅

通事二員 蔡樟 程儀

管船火長・直庫二名 田輝 馬皮彼

梢水共に一百八十九名

嘉靖五年（一五二六）八月十五日

右の執照は正使馬密志驥・都通事蔡樟等に付し、此れに准ぜ

しむ

進貢等の
事の為にす 執照